

**環境保全型農業直接支払交付金
岡山県 中間年評価報告書**

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

岡山県では、県政推進の羅針盤である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和3年3月策定）」において化学肥料・農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬農産物」や、使用を低減する「おかやまe農産物（おかやま有機、有機JAS、特別栽培農産物、エコファーマー）」の環境保全型農業の推進を位置づけている。

また、本県農林水産行政の基本計画となる「21おかやま農林水産プラン（平成31年2月策定）」においても、有機農業において新規参入者の育成、生産規模の拡大につながる技術や、消費者ニーズを踏まえた品目の導入を支援し、生産性の向上を進めることを掲げている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1 実績	R2 実績	R3 実績	
実施市町村数		20	14	15	
実施件数		53	41	46	
交付額計（千円）		17,951	16,346	18,464	
実施面積計（ha）		233	181	210	
取組別 実績	有機農業	実施件数	38	30	34
		実施面積（ha）	108	89	104
		交付額（千円）	8,587	10,927	12,745
	堆肥の施用	実施件数	5	4	4
		実施面積（ha）	18	6	6
		交付額（千円）	773	242	269
	カバークロープ	実施件数	16	15	17
		実施面積（ha）	107	86	89
		交付額（千円）	8,592	5,177	5,369
	リビングマルチ	実施件数	—	—	—
		実施面積（ha）	—	—	—
		交付額（千円）	—	—	—
	草生栽培	実施件数	—	—	—
		実施面積（ha）	—	—	—
		交付額（千円）	—	—	—
	不耕起播種	実施件数	—	—	—
		実施面積（ha）	—	—	—
		交付額（千円）	—	—	—
長期中干し	実施件数	—	—	—	
	実施面積（ha）	—	—	—	
	交付額（千円）	—	—	—	

	秋耕	実施件数	—	—	2
		実施面積 (ha)	—	—	10
		交付額 (千円)	—	—	81
	地域特認取組 ※取組別に記載	実施件数	—	—	—
		実施面積 (ha)	—	—	—
		交付額 (千円)	—	—	—

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	3	12	9
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	2	1
	先駆的農業者等による技術指導	4	3	8
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	4	9	9
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	—	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	8	3	2
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	5	7	13
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	1	0	0
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	13	15	16
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	—	0	1
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	2	6	8

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
—	—	—	—

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

取組名	取組の概要	—
	対象地域	—
	対象作物	—
	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)	—

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
もも	県内全域	化学合成農薬の3割の特例を設定(露地栽培に限る)
ぶどう (巨峰に限る)	県内全域	化学合成農薬の3割の特例を設定(露地栽培に限る)

注) ぶどうについては、巨峰系4倍体品種(ピオーネ、オーロラブラック等)のぶどうに限る。

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	—
—	—

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価(令和元年8月)において、本県でも実施されている「有機農業」「堆肥の施用」「カバークロープ」については、農地へ投入した有機物の一部が土壌中に貯留されることで、間接的に大気中のCO₂を削減する効果があることが示されている。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

2 生物多様性保全効果

国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において、本県でも実施されている「有機農業」については、生物多様性保全効果が高いと評価されている。

有機農業の取組面積は令和元年度 108ha、令和2年度 89ha、令和3年度 104ha とほぼ横ばいである。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県において、生物多様性保全効果の現地調査を県内4地区（各地区有機農業1ほ場、慣行栽培1ほ場の計8ほ場）で調査したところ、有機農業のほ場はSランク2ほ場、Aランク2ほ場で、生物多様性効果が非常に高い又は高いという結果となった。また、慣行栽培のほ場では、Sランク1ほ場、Aランク1ほ場、Bランク2ほ場という結果となり、2ほ場が生物多様性が非常に高いほ場、高いほ場だが、2ほ場は生物多様性がやや低いという結果であった。

生物多様性は、今後社会の進むべき方向であり、有機農業の果たす役割の重要性を広く共有していく必要がある。

※調査結果評価

S：生物多様性が非常に高い。

A：生物多様性が高い。

B：生物多様性がやや低い。

C：生物多様性が低い。



調査の様子



捕虫した虫

3 その他の効果

カバークロープについては、レンゲや菜の花等の栽培による景観の美しさにより、農業の有する多面的機能の一つである良好な景観の形成に貢献している。

インターネットでの通信販売や、SNS を活用したほ場の様子や作業風景の発信、学生の研修受入れ、野菜収穫体験の開催等を実施することで、消費者に農業を身近に感じてもらい、環境保全型農業への関心を高める活動を実施している団体もある。

また、有機農業を実施している団体の中には、就農希望者の体験受入れ、新規就農者の研修受入れ等を実施し、仲間作り、地域作りを進めている例もある。

さらにアイガモ農法に取り組んでいる団体の中には、ヒナを水田に放鳥する際に、近隣の児童を招き、アイガモに触れ、農作業の一環に関わってもらうことで、子供達へ農薬に頼らない農業への理解を深めてもらう活動を実施している例もある。



カバークロープ栽培の様子
(レンゲ)



アイガモ農法の様子

IV 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

県内の取組面積は令和2年度に要件が変更されたことにより、実施市町村が令和元年度の20市町村から14市町村、実施件数が53件から41件、実施面積が233haから181haに減少したが、令和3年度には令和元年度には及ばないものの、実施市町村、件数、面積とも令和2年度に比べて増加し、また令和4年度についても現段階では面積は令和元年度を上回る見込みである。

これは各地域における環境保全型農業の取組が着実に推進していること、令和2年度から新しく取組に加えられた秋耕の取組が拡大したことなどが要因と考えられる。

環境保全型農業については、追加的コスト（労働費も含めた掛かり増し経費）や高度な生産技術が必要である一方、それを販売価格に転嫁するのが難しい現状がある。今後環境保全型農業を強力に推進していくためには、生産者の取組を後押しするような交付単価の設定が必要である。また同時に、消費者の環境保全型農業に対する理解を深める活動を推進し、付加価値を付けた農産物の販路拡大を実施していく必要がある。

2. 今後の方針

令和3年5月に策定された国の「みどりの食料システム戦略」においては、2050年度までに化学農薬使用量を50%低減、化学肥料使用量を30%低減及び有機農業の取組面積を耕地面積の25%まで拡大することを目標に掲げており、環境保全型農業を強力に推進しているところである。

また、海外由来の資材価格が不安定な中、地域の中で自給できる資源の活用を推進することにつながる環境保全型農業については、環境への影響のみならず、生産コストの低減により、農業経営を強化することにもつながり、食料自給率の向上の一助ともなる。例えば土壌診断等に基づく施肥設計による肥料コストの低減や、緑肥及び堆肥を活用した土作りなどがそれにあたる。

本県においても、国のみどり戦略に沿って、環境保全型農業を推進していくために、化学農薬及び化学肥料の低減技術の周知及び技術指導の実施、本制度以外の環境保全型農業に活用できる補助事業等の周知、新規就農希望者の研修受入体制の整備等により、環境保全型農業へ取組みやすい環境を整備し、環境保全型農業の取組面積を拡大していく。